

証券コード 9214

2024年3月13日

(電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目16番12号

Recovery International株式会社

代表取締役社長 大河原 峻

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「IR情報」「IRライブラリー」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト：<https://www.recovery-group.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午前11時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿1-22-2
新宿サンエービル3階 ビジョンセンター西新宿301号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第11期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 議 案：取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。



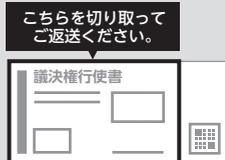
株主総会日時 2024年3月28日（木曜日）午前11時開催
(受付開始は午前10時30分を予定しております。)

■ 当日ご出席いただけない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後6時必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は次頁をご覧ください。

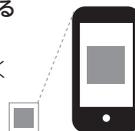
行使期限 2024年3月27日（水曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています。



「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



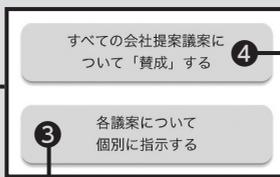
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご相談ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031**

(受付時間 9:00~21:00)

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

事業報告

2023年1月1日から
2023年12月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の回復が進みながらも、世界的な原材料価格やエネルギー価格の高騰、中国の景気不安の懸念に加え、物価上昇の影響などもあり、先行き不透明な状況が続いております。一方で、当社が属する訪問看護業界においては、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」を見据えて、高齢者の病気や障害があっても安心できる高度な医療・介護へのニーズ、また住み慣れた地域で暮らしたいという在宅医療へのニーズに応えることができる体制を構築することが急務となっております。

このような状況のもと、当社は「もう一人のあたたかい家族として在宅生活の安心を届け地域社会へ貢献します」という企業理念のもと、利用者様に寄り添った訪問看護をより多くの方に享受いただけるよう、人材確保と新規拠点開設に取り組んでおります。

当事業年度においては、収益性の向上、人材確保に注力するとともに2023年4月に東京都港区及び墨田区、5月に東京都練馬区、9月に東京都新宿区及び杉並区、12月に東京都江東区に新規拠点を開設しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,605,016千円（前年同期比15.9%増）となりました。また、営業利益は150,487千円（前年同期比2.8%減）、経常利益は153,557千円（前年同期比3.0%増）となり、当期純利益は110,138千円（前年同期比1.7%増）となりました。

なお、当社は訪問看護サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、19,709千円であります。その主なものは、ご利用者宅訪問に使用する車両購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2020年度)	第9期 (2021年度)	第10期 (2022年度)	第11期 (2023年度) 当事業年度
売 上 高 (千円)	766,637	1,122,830	1,385,410	1,605,016
経 常 利 益 (千円)	20,712	148,972	149,014	153,557
当 期 純 利 益 (千円)	27,537	100,861	108,297	110,138
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	26.58	91.59	78.36	77.90
総 資 産 (千円)	337,776	474,106	784,028	901,385
純 資 産 (千円)	108,582	229,443	544,693	654,738
1株当たり純資産額 (円)	104.80	174.35	385.23	463.07

(注) 1. 2021年10月18日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

3. 1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、安全・安心を届ける利用者目線の追求を前提としたうえで、対処すべき重点課題として以下の取り組みを推進する方針です。

a. 訪問看護師による地域連携先との関係強化

訪問看護サービスの認知度向上という課題に対して、当社では営業の専門職を雇わず、医療専門職である訪問看護師自らが、地域の医療機関、居宅介護支援事業所、施設サービス事業所等の地域連携先とタイムリーな情報共有を行っており、この取り組みを通じて、訪問看護サービスと当社の認知度向上を図り、信頼関係を構築することで新規利用者様の増加に繋げる活動を継続的に実施してまいります。

b. 複数の人材採用チャネルの強化

訪問看護師の不足という課題に対して、人材紹介会社との連携を深め、看護師等の安定した雇用数を確保するとともに、インスタグラムやYouTubeチャンネルなどの

SNSを利用した情報発信によるブランディング強化をすることで、紹介料の負担が無い直接応募の割合も増やしてまいります。

c. マネジメント層の育成

訪問看護ステーションの偏在という課題に対して、今後のドミナント展開、新たな地域への拠点設置を見据え、従業員の地域連携、拠点運営マネジメント能力の向上を図り、マネジメント層の育成に努めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業の名称	主要サービス
訪問看護サービス事業	訪問看護・リハビリ

(8) 使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減
224 (9) 名	37名増 (-)

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な営業所

本社	東京都新宿区
リカバリー兵庫	兵庫県西宮市
リカバリー高知	高知県南国市 高知県高知市
リカバリー沖縄	沖縄県那覇市

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社 静岡銀行	9,000
株式会社 きらぼし銀行	8,350

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,414,000株
(注) 上記普通株式には、自己株式102株を含んでおります。
(3) 株主数 1,812名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
大河原峻	462,200株	32.68%
N V C C 7 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	114,300	8.08
柴田 旬也	86,000	6.08
株式会社 S B I 証 券	40,300	2.85
リカバリーグループ従業員持株会	30,200	2.13
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社	28,000	1.98
早乙女 健太郎	24,600	1.73
株式会社 T・K ホールディングス	24,000	1.69
田頭 菜帆	19,200	1.35
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	17,100	1.20

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (102株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年12月31日現在）

（1）当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2023年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大河原 峻	代表取締役社長	
柴田 旬也	取締役経営管理部管掌	
若田 真	取締役業務部管掌兼情報システムユニットリーダー	
沼田 功	取締役	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役 SBL株式会社 代表取締役
伊藤 敬子	常勤監査役	
宮崎 雅俊	監査役	みやざき公認会計士事務所 代表
伊藤 広樹	監査役	岩田合同法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 沼田功氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏及び伊藤広樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 重要な兼職の状況に記載している会社と当社との間に取引関係はありません。
4. 当社は、社外取締役の沼田功氏及び社外監査役の伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、伊藤広樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役伊藤敬子氏及び宮崎雅俊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役伊藤広樹氏は、弁護士の資格を有しており、コーポレートガバナンス及び法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限り、これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

（3）補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等の職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又

は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
該当事項はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年3月30日開催の第10期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）であります。

2018年3月28日開催の第5期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役社長大河原峻に任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限を適切に行使するよう社外取締役の助言を踏まえたうえで決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,124 (3,000)	38,124 (3,000)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,400 (11,400)	11,400 (11,400)	— (—)	— (—)	3 (3)
計 (うち社外役員)	49,524 (14,400)	49,524 (14,400)	— (—)	— (—)	7 (4)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	沼田 功	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を積極的に行っております。
監査役	伊藤 敬子	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回全てに出席し、常勤監査役として、また公認会計士としての専門的見地から、その見識と経験を活かし、業務執行の適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	宮崎 雅俊	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	伊藤 広樹	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ii) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
 - iii) 取締役及び使用人は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
 - iv) 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、使用人の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
 - v) 監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。なお、監査役会を設置し、監査役間の連携を図るものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、法令及び「文書保管管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、労務管理、情報管理、その他事業活動に伴い生じる様々なリスクに対処するため、各種管理規程、ガイドライン及びマニュアルの設定や報告・監視体制を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。また、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、「職務権限規程」等において取締役の権限、責任等の明確化を図る。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
- ⑥ ⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役や使用人の監査役への報告に関する体制
- i) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行に関する重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ii) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - iii) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ ⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は⑦の報告をした者に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務執行に必要な費用及び債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。
- ⑩ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役は、代表取締役並びに取締役と定期的にコミュニケーションを取り、意見交換を行う。
 - ii) 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
 - iii) 監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的にコミュニケーションを取り、各事業年度の監査計画の策定、監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
 - iv) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の社外の専門家を任用する機会を保障する。

① 反社会的勢力の排除体制（排除方針及び取り組み）

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社は、取締役会及び経営会議等の重要な会議において、取締役及び監査役が想定されるリスクに関し相互に情報と認識を共有することとし、適切な判断を迅速に下せるようリスク管理体制の整備に努めております。
- ② ユニットリーダー及びチーフに対して週1回のリーダー研修を実施しております。マネジメント力の向上を研修内容の中核と位置付ける中で、社員の安全確保、リスク管理並びにコンプライアンス意識の強化を併せて実施しました。
- ③ 四半期に一度開催されるインシデント協議会において、日々の業務の中で発生したインシデントの中で重要なものを取り上げ、ユニットリーダー及びチーフに対して共有し対策を協議することで、リスク管理やコンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ④ 内部監査担当者は、内部監査に関する計画を立案し、当社の業務について内部監査を実施するとともに、業務運営の改善、是正に向けた助言等を行い、その結果は、代表取締役、監査役に報告しております。
- ⑤ 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、代表取締役並びに取締役との意見交換や内部監査担当者との適切な連携等により、実効性の高い監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の2回に分けて行うことを基本方針とし、配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会としております。

貸借対照表

(2023年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	856,879	流 動 負 債	220,023
現金及び預金	524,103	1年内返済予定の長期借入金	17,350
売掛金	310,558	未払金	26,724
前払費用	17,686	未払費用	106,596
その他	4,897	未払法人税等	32,166
貸倒引当金	△367	未払消費税等	588
固 定 資 産	44,505	預り金	35,997
有 形 固 定 資 産	4,777	その他	601
建物附属設備	1,200	固 定 負 債	26,623
車両運搬具	2,599	退職給付引当金	22,709
工具、器具及び備品	976	資産除去債務	3,913
無 形 固 定 資 産	1,029	負 債 合 計	246,646
商標権	929	(純資産の部)	
ソフトウェア	100	株 主 資 本	654,738
投資その他の資産	38,699	資本金	203,544
保険積立金	7,253	資本剰余金	189,544
差入保証金	18,512	資本準備金	189,544
長期前払費用	216	利 益 剰 余 金	261,880
繰延税金資産	12,716	その他利益剰余金	261,880
		繰越利益剰余金	261,880
		自 己 株 式	△229
		純 資 産 合 計	654,738
資 産 合 計	901,385	負 債 ・ 純 資 産 合 計	901,385

損 益 計 算 書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,605,016
売 上 原 価		957,673
売 上 総 利 益		647,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		496,855
営 業 利 益		150,487
営 業 外 収 益		
業 務 受 託 料	100	
助 成 金 収 入	3,141	
そ の 他	209	3,450
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	376	
そ の 他	4	380
経 常 利 益		153,557
税 引 前 当 期 純 利 益		153,557
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,568	
法 人 税 等 調 整 額	△3,149	43,418
当 期 純 利 益		110,138

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2023年1月1日残高	203,544	189,544	189,544
当期変動額			
当期純利益			
自己株式の取得			
当期変動額合計	-	-	-
2023年12月31日残高	203,544	189,544	189,544

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2023年1月1日残高	151,741	151,741	△135	544,693	544,693
当期変動額					
当期純利益	110,138	110,138		110,138	110,138
自己株式の取得			△94	△94	△94
当期変動額合計	110,138	110,138	△94	110,044	110,044
2023年12月31日残高	261,880	261,880	△229	654,738	654,738

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	2～15年
車両運搬具	2～3年
工具、器具及び備品	2～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は2年です。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（従業員の自己都合による期末要支給額）の見込み額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に利用者様へ「医療保険制度」及び「介護保険制度」に基づく訪問看護サービスの提供を履行義務としております。これらの履行義務については、利用

者様へサービスを提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,514千円

(2) 偶発債務

重要な訴訟事件

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族から2019年4月に、損害賠償金及び慰謝料の合計110百万円超の支払いを求めた訴訟を提起されておりましたが、2022年10月17日、東京地方裁判所は判決を言い渡し、原告の請求は棄却されました。

本判決に対し、元利用者の遺族は2022年10月21日に、東京高等裁判所へ控訴を提起しておりましたが、2023年9月14日、東京高等裁判所は判決を言い渡し、控訴人の請求は棄却されました。

なお、本第2審の判決を不服として、元利用者の遺族より最高裁判所に対し、一部の損害に限定して57百万円超の上告提起及び上告受理の申立がなされ、現在、最高裁判所の判断待ちの状況であります。

本案件について検討した結果、現時点で将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る損失について引当金は計上しておりません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,414,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 102株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式 35,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	1,198千円
未払事業税	3,160千円
退職給付引当金	6,953千円
未払事業所税	629千円
未払費用	694千円
貸倒引当金	112千円
繰延資産償却超過額	162千円
繰延税金資産合計	<u>12,911千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△195千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△195千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>12,716千円</u>

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。また、差入保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ リスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を測っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金は、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	18,512	17,932	△579
資産計	18,512	17,932	△579
長期借入金	17,350	17,339	△10
負債計	17,350	17,339	△10

(※) 上記金額には一年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	524,103	—	—	—
売掛金	310,558	—	—	—
合計	834,661	—	—	—

(注) 差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	17,350	—	—	—	—	—
合計	17,350	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	17,932	—	17,932
資産計	—	17,932	—	17,932
長期借入金	—	17,339	—	17,339
負債計	—	17,339	—	17,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大河原 峻	(被所有) 直接 32.68	当社代表取締役社長	リース契約に対する債務被保証 (注) 1	130	—	—
				賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 2	5,829	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は、リース取引に対して、代表取締役社長大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、未経過リース料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、本社、事業所の賃借料について、代表取締役社長大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、2023年1月1日から2023年12月31日までに支払った賃借料（消費税等抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	463円7銭
1株当たり当期純利益	77円90銭

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、訪問看護サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年3月5日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 宮 之 原 大 輔
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松 本 浩 幸
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Recovery International株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 A & A パートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月6日

Recovery International 株式会社 監査役会

常勤 社外監査役 伊藤敬子 ㊞

社外監査役 宮崎雅俊 ㊞

社外監査役 伊藤広樹 ㊞

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役4名選任の件

取締役4名全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおかわら 大河原 しゅん 峻 1983年10月9日 再任	2005年4月 組合立榛原総合病院（現 徳洲会榛原総合病院）入職 2009年6月 友愛会豊見城中央病院 入職 2011年11月 社会保険横浜中央病院（現JCHO 横浜中央病院）入職 2013年11月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	462,200株
取締役候補者とした理由		取締役候補者である大河原峻氏は、2013年11月に当社設立以降、創業者として代表取締役を務め、当社について経営の指揮及び監督を適切に行っており、当社取締役に相応しいと判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
2	しば た 柴田 じゅん や 旬也 1982年1月26日 再任	2007年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2012年2月 公認会計士登録 2016年9月 当社 入社 経営管理部部長 2018年3月 当社 取締役 2023年3月 当社 取締役経営管理部管掌（現任）	86,000株
取締役候補者とした理由		取締役候補者である柴田旬也氏は、2016年9月に経営管理部部長として当社に入社以来、管理部門の指揮及び監督を適切に行い、2018年3月に当社取締役に就任以降も、当社の財務及び管理部門を統括する責任者を務めております。同氏の公認会計士としての経験及び知見を当社経営に活かすことにより当社のさらなる成長及び企業価値の向上に貢献ができるものと判断し引き続き取締役候補者といたしました。 (注)柴田旬也氏は、2024年3月28日付で代表取締役社長に就任する予定であります。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	わか た しん 若 田 真 1985年9月19日 再任	2009年4月 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 入職 2016年4月 当社 入社 訪問看護ステーション リカバリー配属 2020年4月 当社 経営管理部企画情報ユニット配属 ユニットリーダー 2020年10月 当社 経営管理部副部長兼企画情報ユニットリーダー 2023年1月 当社 業務部部长代理兼情報システムユニットリーダー 2023年3月 当社 取締役業務部管掌兼情報システムユニットリーダー 2024年1月 当社 取締役業務部管掌兼情報システムユニットマネージャー (現任)	7,600株
取締役候補者とした理由		取締役候補者である若田真氏は、2016年4月に理学療法士として当社に入社し、現場の活躍をもとに当社の訪問看護における事業所運営のモデルを構築し、2020年4月には経営管理部門に所属することで、社内ICT環境の整備を行い、業務効率化に努め、2023年3月に当社取締役に就任しました。同氏の業務効率化を推進した経験及び知見は、当社のさらなる成長に貢献ができるものと判断し、取締役候補者となりました。	
4	ぬま た いさお 沼 田 功 1964年6月13日 再任	1988年4月 大和証券株式会社 (現 株式会社大和証券グループ) 入社 2000年7月 ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役就任 (現任) 2000年12月 株式会社サイバーエージェント 社外監査役就任 2009年12月 SBL株式会社 代表取締役就任 (現任) 2015年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 2017年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役 (監査等委員) 就任 【重要な兼職の状況】 ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役 SBL株式会社 代表取締役	28,000株
社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要		社外取締役候補者である沼田功氏は、自身も会社経営者であり、また、上場会社における監査役 (監査等委員) の経験も長く、全社ガバナンス、リスク・マネジメントに関する高い見識を有しております。その経験、見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております。引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しているため、社外取締役候補者となりました。	

(注)

1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 沼田功氏は社外取締役候補者であります。なお、沼田功氏は現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年9ヶ月であります。
3. 当社は、沼田功氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
4. 当社は役員の職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
6. 沼田功氏の所有株式数には、同氏により総株主の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を記載しております。
7. 取締役候補者の所有株式数には、2023年12月31日現在の状況を記載しております。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿 1-22-2
新宿サンエービル 3階
ビジョンセンター西新宿301号室

交通 JR各線
「新宿駅」南口・西口徒歩 5分

東京メトロ・都営地下鉄
「新宿駅（7番出口）」徒歩 1分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

